

## ○水道メーター・ガスメーター（都市ガス、石油ガス）

水道メーターやガスメーターは、みなさんのご自宅に設置されている比較的身近な特定計量器です。水道事業者やガス事業者は、各メーターの数値を確認して毎月の使用料金の請求に利用しています。

計量法では有効期限内（水道メーターは8年、ガスメーターは10年または7年）のものでなければ、取引や証明に使用してはならないと定めています。各事業者はメーターの有効期限が経過する前に新しいメーターに交換しています。

仙台市では、水道局とガス局の各メーターの管理状況やLPガス販売業者のメーターの管理状況を検査しています。また、市内の一般家庭に設置されているメーターの有効期限と証印の有無を目視で検査しています。不備があった場合は、設置事業者に口頭または書面で通知し、翌年度に再度現地確認することとしています。

### 立入検査の実施状況

#### 【メーター管理台帳検査】

	水道メーター		石油（LP）ガスメーター		都市ガスメーター	
	調査個数	不合格数	調査個数	不合格数	調査個数	不合格数
令和5年度	6,986	0	2,298	0	5,562	0
令和6年度	9,000	4	1,775	0	4,695	0
令和7年度	7,283	2	14,709	0	4,764	0

#### 【住居立入検査】

	水道メーター		石油（LP）ガスメーター		都市ガスメーター	
	調査個数	不合格数	調査個数	不合格数	調査個数	不合格数
令和5年度	1,676	0	1,122	0	513	0
令和6年度	2,156	0	7,342	0	292	0
令和7年度	2,309	0	1,822	0	430	0

